

手数料の見直し（案）

事務の名称	第一種フロン類充填回収業者登録事務
-------	-------------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	件	5,000	<u>5,250</u>	250
第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	件	5,000	<u>5,250</u>	250